

働き方改革と自動車運転者の労働時間の改善のための基準

(改善基準告示)改正に関する説明会を実施します

平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、現在、適用を猶予されている自動車運転業務についても、時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用され、同時に自動車運転者の労働時間の改善のための基準(改善基準告示)の改正も予定されています。

こうした状況を踏まえ、当署では、運輸交通業における労働時間と健康管理の適正化を支援する目的で説明会を開催します。

記

1. 対象 道路貨物運送事業者
2. 開催日時 令和5年1月18日(水) 14時00分開始
(1時間30分程度を予定、受付開始:13時30分~)
3. 講習会場 横浜西労働基準監督署 会議室
4. 内容 (1) 働き方改革関連法の概要
(2) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正予定について
(3) 道路貨物運送業における労働災害発生状況について
5. 申込方法 横浜西労働基準監督署 第一方面(045-332-9311)にお電話でお申し込みください。
6. 申込期日 令和5年1月16日(月)
7. その他
 - ・会場に駐車場がないため、公共交通機関の利用をお願いします。
 - ・発熱や風邪の症状のある方、高齢の方、基礎疾患のある方及び妊婦の方は参加を控えていただくようお願いします。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席希望者が上限に達した場合は、次回開催をご案内させていただきますので、ご了承ください。

